保医発 0305 第 2 号

平成 30 年 3 月 5 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 43 号)の公布に伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 44 号)が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (平成 2 8 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) は、平成 30 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

第1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)に定めるものの他、下記のとおりとし、下記の施設基準を歯科診療について適合する場合にあっては、必要に応じて、当該基準中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。

- 1 初・再診料の施設基準等は別添1のとおりとする。
- 2 入院基本料等の施設基準等は別添2のとおりとする。
- 3 入院基本料等加算の施設基準等は別添3のとおりとする。

- 4 特定入院料の施設基準等は別添4のとおりとする。
- 5 短期滞在手術等基本料の施設基準等は別添5のとおりとする。
- 6 基本診療料の施設基準等及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせて標榜する場合も含むものであること。
- 7 診療等に要する書面等は別添6のとおりである。

なお、当該書面による様式として示しているものは、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されている様式であれば、別添6の様式と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該様式の作成や保存方法等に当たっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各 保険医療機関において工夫されたい。

8 基本診療料の施設基準等における常勤配置とは、従事者が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第 23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該施設基準等において求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を原則として含めるものであること。

また、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第 23 条第1項、同条第3項又は 同法第 24 条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっ ては、週 30 時間以上の勤務で常勤扱いとすること。

第2 届出に関する手続き

- 1 基本診療料の施設基準等に係る届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機 関単位で行うものであること。
- 2 「基本診療料の施設基準等」の各号に掲げる施設基準に係る届出を行おうとする保険医療機関の開設者は、当該保険医療機関の所在地の地方厚生(支)局長に対して、別添7の当該施設基準に係る届出書(届出書添付書類を含む。以下同じ。)を1通提出するものであること。なお、国立高度専門医療研究センター等で内部で権限の委任が行われているときは、病院の管理者が届出書を提出しても差し支えない。また、当該保険医療機関は、提出した届出書の写しを適切に保管するものであること。
- 3 届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料の施設基準等」及び本通知の第1 に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又 は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。 なお、この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1か月以内 (提出者の補正に要する期間は除く。)とするものであること。
- 4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に規定する場合を除き、届出前1か月の 実績を有していること。ただし、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急入院料及び精神科救

急・合併症入院料の施設基準については届出前4か月、回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料5の施設基準については届出前6か月、地域移行機能強化病棟入院料の施設基準については届出前1年間の実績を有していること並びに急性期一般入院料2及び急性期一般入院料3については、届出前の直近3月以上急性期一般入院料1を算定している実績を有していること。ただし、平成30年3月31日時点で、診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号A100に掲げる7対1入院基本料の届出を行っている病棟並びに一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)及び専門病院入院基本料について、全ての病棟で包括的に届出を行うのではなく、看護配置が異なる病棟群(7対1入院基本料と10対1入院基本料の組み合わせに限る。)ごとによる届出を行っている保険医療機関における当該病棟にあっては、急性期一般入院料2又は3の基準を満たす限り、平成32年3月31日までの間、届出前の直近3月以上の急性期一般入院料1の算定実績を要しない。なお、特に規定するものの他、単なる名称変更、移転等で実体的に開設者及び従事者に変更がないと考えられるものについては実績を要しない。

- 5 基本診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関が、次のいずれかに該当する場合に あっては当該届出の受理は行わないものであること。
 - (1) 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがある保険医療機関である場合。
 - (2) 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)に違反したことがある保険医療機関である場合。
 - (3) 地方厚生(支)局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 104 号)に該当している保険医療機関である場合。
 - (4) 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(同項を準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(以下「高齢者医療確保法」という。)第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成12年5月31日保発第105号厚生省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。
- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して受理 番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであるこ と。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付して通知すること。

機能強化加算(機能強化)第 号

初診料(歯科)の注1に掲げる基準 (歯初診)第 号

時間外対応加算1 (時間外1)第 号

時間外対応加算2 (時間外2)第 号

時間外対応加算3	(時間外3)	第	号
地域包括診療加算	(地包加)	第	号
地域歯科診療支援病院歯科初診料	(病初診)	第	号
歯科外来診療環境体制加算1	(外来環1)	第	号
歯科外来診療環境体制加算 2	(外来環2)	第	号
歯科診療特別対応連携加算	(歯特連)	第	号
オンライン診療料	(オン診)	第	号
一般病棟入院基本料	(一般入院)	第	号
療養病棟入院基本料	(療養入院)	第	号
結核病棟入院基本料	(結核入院)	第	号
精神病棟入院基本料	(精神入院)	第	号
特定機能病院入院基本料	(特定入院)	第	号
専門病院入院基本料	(専門入院)	第	号
障害者施設等入院基本料	(障害入院)	第	号
有床診療所入院基本料	(診入院)	第	号
有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診入帰)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料	(診療養入院)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算	(診療養入帰)	第	号
総合入院体制加算1	(総合1)	第	号
総合入院体制加算 2	(総合2)	第	号
総合入院体制加算3	(総合3)	第	号
超急性期脳卒中加算	(超急性期)	第	号
診療録管理体制加算1	(診療録1)	第	号
診療録管理体制加算 2	(診療録2)	第	号
医師事務作業補助体制加算1	(事補1)	第	号
医師事務作業補助体制加算 2	(事補2)	第	号
急性期看護補助体制加算	(急性看補)	第	号
看護職員夜間配置加算	(看夜配)	第	号
特殊疾患入院施設管理加算	(特施)	第	号
看護配置加算	(看配)	第	号
看護補助加算	(看補)	第	号
療養環境加算	(療)	第	号
重症者等療養環境特別加算	(重)	第	号
療養病棟療養環境加算1	(療養1)	第	号
療養病棟療養環境加算 2	(療養2)	第	号
療養病棟療養環境改善加算1	(療養改1)	第	号
療養病棟療養環境改善加算 2	(療養改2)	第	号
診療所療養病床療養環境加算	(診療養)	第	号
診療所療養病床療養環境改善加算	(診療養改)	第	号
無菌治療室管理加算1	(無菌1)	第	号

無菌治療室管理加算 2	(無菌2)	第	号
緩和ケア診療加算	(緩診)	第	号
有床診療所緩和ケア診療加算	(診緩診)	第	号
精神科応急入院施設管理加算	(精応)	第	号
精神病棟入院時医学管理加算	(精入学)	第	号
精神科地域移行実施加算	(精移行)	第	号
精神科身体合併症管理加算	(精合併加算)	第	号
精神科リエゾンチーム加算	(精リエ)	第	号
重度アルコール依存症入院医療管理加算	(重アル)	第	号
摂食障害入院医療管理加算	(摂食障害)	第	号
栄養サポートチーム加算	(栄養チ)	第	号
医療安全対策加算1	(医療安全1)	第	号
医療安全対策加算 2	(医療安全2)	第	号
感染防止対策加算1	(感染防止1)	第	号
感染防止対策加算 2	(感染防止2)	第	号
患者サポート体制充実加算	(患サポ)	第	号
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(褥瘡ケア)	第	号
ハイリスク妊娠管理加算	(ハイ妊娠)	第	号
ハイリスク分娩管理加算	(ハイ分娩)	第	号
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	(精救急紹介)	第	号
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	(精救急受入)	第	号
総合評価加算	(総合評価)	第	号
呼吸ケアチーム加算	(呼吸チ)	第	号
後発医薬品使用体制加算1	(後発使1)	第	号
後発医薬品使用体制加算 2	(後発使2)	第	号
後発医薬品使用体制加算3	(後発使3)	第	号
後発医薬品使用体制加算4	(後発使4)	第	号
病棟薬剤業務実施加算1	(病棟薬1)	第	号
病棟薬剤業務実施加算2	(病棟薬2)	第	号
データ提出加算	(データ提)	第	号
入退院支援加算	(入退支)	第	号
認知症ケア加算	(認ケア)	第	号
精神疾患診療体制加算	(精疾診)	第	号
精神科急性期医師配置加算	(精急医配)	第	号
地域歯科診療支援病院入院加算	(地歯入院)	第	号
救命救急入院料1	(救1)	第	号
救命救急入院料 2	(救2)	第	号
救命救急入院料3	(救3)	第	号
救命救急入院料 4	(救4)	第	号
特定集中治療室管理料1	(集1)	第	号

特定集中治療室管理料 2	(集2)	第	号
特定集中治療室管理料 3	(集3)	第	号
特定集中治療室管理料4	(集4)	第	号
ハイケアユニット入院医療管理料 1	(ハイケア1)	第	号
ハイケアユニット入院医療管理料 2	(ハイケア2)	第	号
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	(脳卒中ケア)	第	号
小児特定集中治療室管理料	(小集)	第	号
新生児特定集中治療室管理料1	(新1)	第	号
新生児特定集中治療室管理料2	(新2)	第	号
総合周産期特定集中治療室管理料	(周)	第	号
新生児治療回復室入院医療管理料	(新回復)	第	号
一類感染症患者入院医療管理料	(一類)	第	号
特殊疾患入院医療管理料	(特入)	第	号
小児入院医療管理料1	(小入1)	第	号
小児入院医療管理料 2	(小入2)	第	号
小児入院医療管理料3	(小入3)	第	号
小児入院医療管理料4	(小入4)	第	号
小児入院医療管理料 5	(小入5)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料1	(回1)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料2	(回2)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料3	(回3)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料4	(回4)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料5	(回5)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料6	(回6)	第	号
地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1	(地包ケア1)	第	号
地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2	(地包ケア2)	第	号
地域包括ケア病棟入院料3及び地域包括ケア入院医療管理料3	(地包ケア3)	第	号
地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4	(地包ケア4)	第	号
特殊疾患病棟入院料1	(特疾1)	第	号
特殊疾患病棟入院料2	(特疾2)	第	号
緩和ケア病棟入院料1	(緩1)	第	号
緩和ケア病棟入院料2	(緩2)	第	号
精神科救急入院料1	(精救1)	第	号
精神科救急入院料 2	(精救2)	第	号
精神科急性期治療病棟入院料1	(精急1)	第	号
精神科急性期治療病棟入院料2	(精急2)	第	号
精神科救急・合併症入院料	(精合併)	第	号
児童・思春期精神科入院医療管理料	(児春入)	第	号
精神療養病棟入院料	(精療)	第	号
認知症治療病棟入院料1	(認治1)	第	号

認知症治療病棟入院料 2	(認治2)	第	号
特定一般病棟入院料1	(特般1)	第	号
特定一般病棟入院料2	(特般2)	第	号
地域移行機能強化病棟入院料	(移機強)	第	号
短期滞在手術等基本料 1	(短手1)	第	号
短期滯在手術等基本料 2	(短手2)	第	号

- 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成30年4月16日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。
- 8 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第3 届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。(病床数の著しい増減とは、病棟数の変更や、病棟の種別ごとの病床数に対して1割以上の病床数の増減があった場合等のことであるが、これに該当しない病床数の変更の場合であっても、病床数の増減により届出の基準を満たさなくなった場合には、当然、変更の届出は必要である。)

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

- (1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (2) 医師と患者の比率については、暦月で3か月を超えない期間の次に掲げる範囲の一時的な変動
 - ア 医療法に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている場合

当該保険医療機関における医師の配置数が、医療法に定める標準数から1を減じた数以上である範囲

イ 「基本診療料の施設基準等」第五の二の(1)のイの②の3、四の(1)のイの④及び六の(2)のイの⑤の場合

常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に 100 分の 10 を乗じて得た数から1を減じた数以上

- (3) 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (4) 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が 100 床未満の病院及び特別入院基本料

(月平均夜勤時間超過減算により算定する場合を除く。)を算定する保険医療機関にあっては、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

- (5) 算定要件(一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡ(以下「重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱ」という。)の評価方法を用いる要件は除く。)中の該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (6) 算定要件中の紹介率及び逆紹介率については、暦月で3か月間の一時的な変動。
- 2 1による変更の届出は、1のただし書の場合を除き、届出の内容と異なった事情が生じた日の 属する月の翌月に速やかに行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の 翌月(変更の届出について、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理された場合には当 該月の1日)から変更後の入院基本料等を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要 件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当 該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行 った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。
- 3 届出を受理した保険医療機関については、適時調査を行い(原則として年1回、受理後6か月 以内を目途)、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の 適正を期するものであること。
- 4 基本診療料の施設基準等に適合しないことが判明した場合は、所要の指導の上、変更の届出を 行わせるものであること。その上で、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるもの であるが、その際には当該保険医療機関の開設者に弁明を行う機会を与えるものとすること。
- 5 届出を行った保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告を行うものであること。
- 6 地方厚生(支)局においては、届出を受理した後、当該届出事項に関する情報を都道府県に提供し、相互に協力するよう努めるものとすること。
- 7 届出事項については、被保険者等の便宜に供するため、地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに、当該届出事項を適宜とりまとめて、保険者等に提供するよう努めるものとする。また、保険医療機関においても、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)の規定に基づき、院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導をするものであること。

(掲示例)

(1) 入院患者数 42 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料7を算定している病院の例

「当病棟では、1日に 13 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方 17 時から深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- (2) 有床診療所入院基本料1を算定している診療所の例

第4 経過措置等

1 第2及び第3の規定にかかわらず、平成30年3月31日現在において入院基本料等の届出が受理されている保険医療機関については、次の取扱いとする。

平成 30 年 3 月 31 日において現に表 1 及び表 2 に掲げる入院基本料等以外の入院基本料等を 算定している保険医療機関であって、引き続き当該入院基本料等を算定する場合には、新たな届 出を要しないが、平成 30 年 4 月以降の実績により、届出を行っている入院基本料等の施設基準 等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。

表 1 新たに施設基準が創設されたことにより、平成 30 年 4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

初診料の注12に掲げる機能強化加算

初診料(歯科)の注1に掲げる施設基準

オンライン診療料

結核病棟入院基本料の注7に掲げる重症患者割合特別入院基本料

療養病棟入院基本料の注 13 に掲げる夜間看護加算

障害者施設等入院基本料の注9に掲げる看護補助加算

障害者施設等入院基本料の注 10 に掲げる夜間看護体制加算

看護職員夜間 16 対 1 配置加算 2

医療安全対策加算の注2に掲げる医療安全対策地域連携加算1又は2

感染防止対策加算の注3に掲げる抗菌薬適正使用支援加算

後発医薬品使用体制加算4

入退院支援加算の注7に掲げる入院時支援加算

特定集中治療室管理料の注4に掲げる早期離床・リハビリテーション加算

回復期リハビリテーション病棟入院料4

回復期リハビリテーション病棟入院料5

回復期リハビリテーション病棟入院料6

地域包括ケア病棟入院料1

地域包括ケア入院医療管理料1

地域包括ケア病棟入院料3

地域包括ケア入院医療管理料3

地域包括ケア病棟入院料の注7に掲げる看護職員夜間配置加算

緩和ケア病棟入院料1

緩和ケア病棟入院料2

精神科救急入院料の注5に掲げる看護職員夜間配置加算

精神科救急・合併症入院料の注5の看護職員夜間配置加算

表2 施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なも

地域歯科診療支援病院歯科初診料(平成 31 年4月1日以降に引き続き算定する場合に限 る。)

初診料(歯科)の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算1 (平成30年3月31日において、現に旧算定方法別表A000の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関を除く。)であって、平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

初診料(歯科)の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算2(平成30年3月31日において、現に旧算定方法別表A000の注9に掲げる歯科外来診療環境体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関に限る。)であって、平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

再診料の注 12 に掲げる地域包括診療加算 1

一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料7、地域一般入院基本料2及び3を除く。) (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料4から7までに限る。) (許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。) (データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。) (平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

療養病棟入院基本料(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

療養病棟入院基本料(許可病床数が200床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

療養病棟入院基本料の注 10 に掲げる在宅復帰機能強化加算(平成 30 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

結核病棟入院基本料 (7対1入院基本料に限る。) (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。) (7 対1入院基本料に限る。) (平成 30 年 10 月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定機能病院入院基本料の注 5 に掲げる看護必要度加算(平成 30 年 10 月 1 日以降に引き続き 算定する場合に限る。)

特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。) (7対1入院基本料及び 10 対1入院基本料に限る。) (許可病床数が 200 床未満の保険医療機関に限る。) (データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。) (平成 31 年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料 (7対1入院基本料に限る。) (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料 (7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。) (許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。) (データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。) (平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

総合入院体制加算(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

急性期看護補助体制加算(10 対 1 入院基本料に限る。)(平成 30 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

看護職員夜間配置加算(10 対1入院基本料に限る。)(平成 30 年 10 月1日以降に引き続き 算定する場合に限る。)

看護補助加算1 (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

後発医薬品使用体制加算(4を除く。)

データ提出加算(1のロ及び2のロに限る。)(許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。)(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

救命救急入院料1、3 (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

救命救急入院料の注3に掲げる救急体制充実加算(平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (平成 30 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

回復期リハビリテーション病棟入院料(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。) (平成31年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域包括ケア病棟入院料(平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

緩和ケア病棟入院料1 (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定一般病棟入院料の注7 (平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

表3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成30年3月31日において現に当該点数を 算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

地域包括診療加算	\rightarrow	地域包括診療加算 2
一般病棟入院基本料(10対1入院基本料に	\rightarrow	急性期一般入院基本料 7
限る。)		
一般病棟入院基本料(13 対1入院基本料に限る。)	\rightarrow	地域一般入院基本料 2
一般病棟入院基本料(15 対1入院基本料に限る。)	\rightarrow	地域一般入院基本料 3
看護職員夜間 16 対 1 配置加算	\rightarrow	看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1
退院支援加算	\rightarrow	入退院支援加算
地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア	\rightarrow	地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケ
入院医療管理料1		ア入院医療管理料 2
地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア	\rightarrow	地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケ
入院医療管理料 2		ア入院医療管理料4

- 2 精神病棟入院基本料の特別入院基本料の施設基準のうち「当該病棟の入院患者の数が 25 又は その端数を増すごとに1以上であること」については、看護職員の確保が特に困難であると認め られる保険医療機関であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものにつ いては、当該施設基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 平成30年3月31日において、現に一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟

初・再診料の施設基準等

第1 夜間・早朝等加算

- 1 夜間・早朝等加算に関する施設基準等
 - (1) 1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所である保険医療機関であること。なお、一定の決まった日又は決まった時間に行われる訪問診療の時間については、その実施する時間を表示している場合に限り、1週間当たりの表示診療時間に含めて差し支えない。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、概ね月1回以上、当該診療所の保険医が、客観的に深夜における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる次に掲げる保険医療機関に赴き夜間・休日の診療に協力している場合は、1週間当たりの表示診療時間の合計が27時間以上でよいこと。また、当該診療所が次のイ及びウの保険医療機関である場合も同様に取り扱うものであること。
 - ア 地域医療支援病院 (医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院)
 - イ 救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第8号)に基づき認定された救急病院又 は救急診療所
 - ウ 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年医発第692号)」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている 保険医療機関
 - (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、表示診療時間とされる場合であって、当該診療所が常態として医師が不在となる時間(訪問診療に要する時間を除く。)は、1週間当たりの表示診療時間の合計に含めない。
 - (4) 診療時間については、当該保険医療機関の建造物の外部かつ敷地内に表示し、診療可能な時間を地域に周知していること。なお、当該保険医療機関が建造物の一部を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の外部に表示していること。
- 2 届出に関する事項

夜間・早朝等加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第1の2 機能強化加算

- 1 機能強化加算に関する施設基準 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 診療所又は許可病床数が200床未満の病院であること。
 - (2) 次のいずれかに係る届出を行っていること。
 - ア 区分番号「A001」の注12に規定する地域包括診療加算
 - イ 区分番号「B001-2-9」に掲げる地域包括診療料
 - ウ 区分番号「B001-2-11」に掲げる小児かかりつけ診療料
 - エ 区分番号「C002」に掲げる在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所(区分番号「B004」退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下同じ。)又

5 届出に関する事項

時間外対応加算に係る届出は、別添7の様式2を用いること。なお、当該加算の届出について は実績を要しない。

第2の2 明細書発行体制等加算

- 1 明細書発行体制等加算に関する施設基準
 - (1) 診療所であること。
 - (2) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。
 - (3) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。
- 2 届出に関する事項

明細書発行体制等加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第2の3 地域包括診療加算

- 1 地域包括診療加算1に関する施設基準
 - (1)から(9)までの基準を全て満たしていること。
 - (1) 診療所であること。
 - (2) 当該医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師(以下「担当医」といいう。)を配置していること。
 - (3) 健康相談を実施している旨を院内掲示していること。
 - (4) 当該患者に対し院外処方を行う場合は、24時間対応をしている薬局と連携をしていること。
 - (5) 当該保険医療機関の敷地内における禁煙の取扱いについて、次の基準を満たしていること。 ア 当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。
 - イ 保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の 保有又は借用している部分が禁煙であること。
 - (6) 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に 係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つを満たしていること。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定を受けており、かつ、常勤の介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定するものをいう。)を配置していること。
 - イ 介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導又は同条第 10 項に規定する短期 入所療養介護等を提供した実績があること。
 - ウ 当該医療機関において、同一敷地内に介護サービス事業所(介護保険法に規定する事業を実施するものに限る。)を併設していること。
 - エ 担当医が「地域包括支援センターの設置運営について」 (平成 18 年 10 月 18 日付老計 発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興 課長・老人保健課長通知) に規定する地域ケア会議に年1回以上出席していること。

- オ 介護保険によるリハビリテーション(介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションに限る。)を提供していること。(なお、要介護被保険者等に対して、維持期の運動器リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は廃用症候群リハビリテーション料を原則として算定できないことに留意すること。)
- カ 担当医が、介護保険法第14条に規定する介護認定審査会の委員の経験を有すること。
- キ 担当医が、都道府県等が実施する主治医意見書に関する研修会を受講していること。
- ク 担当医が、介護支援専門員の資格を有していること。
- (7) 在宅医療の提供及び当該患者に対し 24 時間の往診等の体制を確保していること。(「特 掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号)の第 9 在宅療養支援診療所の施設基準の 1 の (1))に規定する 在宅療養支援診療所以外の診療所については、連携医療機関の協力を得て行うものを含 む。)
- (8) 以下のいずれか1つを満していること。
 - ア 時間外対応加算1又は2の届出を行っていること。
 - イ 常勤換算2名以上の医師が配置されており、うち1名以上が常勤の医師であること。
 - ウ 在宅療養支援診療所であること。
- (9) 外来診療から訪問診療への移行に係る実績について、以下の全てを満たしていること。
 - ア 直近1年間に、当該保険医療機関での継続的な外来診療を経て、区分番号「C000」 往診料、区分番号「C001」在宅患者訪問診療料(I)の「1」又は区分番号「C001 -2」在宅患者訪問診療料(II)(注1のイに場合に限る。)を算定した患者の数の合計が、 在宅療養支援診療所については 10人以上、在宅療養支援診療所以外の診療所については 3人以上であること。
 - イ 直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療 を実施した患者の割合が70%未満であること。
 - ウ 平成 31 年 3 月 31 日までの間、アにおける在宅患者訪問診療料(I)を算定した患者及び 在宅患者訪問診療料(II)を算定した患者については、診療報酬の算定方法の一部を改正 する件(平成 30 年厚生労働省告示第 43 号)による改正前の診療報酬の算定方法(平成 2 0 年厚生労働省告示第 59 号)における区分番号「C 0 0 1」在宅患者訪問診療料を算定 した患者を含めることができる。
- 2 地域包括診療加算2に関する施設基準

以下の全てを満たしていること。

- (1) 1の(1)から(6)まで及び(8)を満たしていること。
- (2) 在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の連絡体制を確保していること。
- 3 届出に関する事項

地域包括診療加算1又は2の施設基準に係る届出は、別添7の様式2の3を用いること。

第2の4 認知症地域包括診療加算

1 認知症地域包括診療加算1に関する基準

第2の3に掲げる地域包括診療加算1の届出を行っていること。

- 2 認知症地域包括診療加算2に関する基準 第2の3に掲げる地域包括診療加算2の届出を行っていること。
- 3 届出に関する事項

地域包括診療加算1又は2の届出を行っていればよく、認知症地域包括診療加算1又は2と して特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第2の5 特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料

- 1 保険医療機関と卸売販売業者との価格交渉においては、「「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」について」(平成30年1月23日医政発0123第9号、保発0123第3号)に基づき、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいこと、個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと等に留意するとともに、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、妥結率、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況を報告すること等について規定しているものであり、具体的な取扱いについては以下のとおりとする。
 - (1) 妥結率の報告における妥結とは、取引価格が決定しているものであり、契約書等の遡及 条項により、取引価格が遡及し変更することが可能な場合には未妥結とする。また、取引価 格は決定したが、支払期間が決定しないなど、取引価格に影響しない契約事項が未決定の場 合は妥結とする。
 - ※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率=卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号)医薬品医療機器等法第34条第3項に規定する卸売販売業者 をいう。以下同じ。)と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた医療用医薬品の 薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの)/当該保険医療機関において購入された医療用医薬品の薬価総額

- (2) 単品単価契約とは、「品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約」をいう。
 - ※ 単品単価契約率の計算については、下記のとおりとする。

単品単価契約率=単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額/ 卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額

- (3) 一律値引き契約とは、「卸売販売業者と当該保険医療機関との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約」をいう。この場合、一定割合以上とは、以下の計算により得られた割合が5割以上であることとし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。また、一律値引き契約に係る状況については、一律値引き契約の該当の有無及び該当有りとした場合にあっては、取引卸売販売業者ごとの当該契約における値引き率(薬価と取引価格(税込み)との差を薬価で除し、これに100を乗じて得た率)を報告すること。
 - ※ 一律値引き契約における割合の計算については、下記のとおりとする。

入院基本料等加算の施設基準等

入院基本料等加算に関する基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。なお、 病棟単位で届出を行う入院基本料等加算を算定する病棟が複数ある場合であっても、それぞれの病棟 において当該入院基本料等加算の施設基準の要件を満たすことが必要であること。

第1 総合入院体制加算

- 1 総合入院体制加算1に関する施設基準等
 - (1) 一般病棟入院基本料を算定する病棟を有する保険医療機関であること。
 - (2) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している保険医療機関であること。

ただし、精神科については、24 時間対応できる体制を確保し、医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床を有していること。また、区分番号「A103」精神病棟入院基本料、区分番号「A311」精神科救急入院料、区分番号「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料、区分番号「A311-3」精神科救急・合併症入院料、区分番号「A311-4」児童・思春期精神科入院医療管理料又は区分番号「A318」地域移行機能強化病棟入院料のいずれかの届出を行っており、現に精神疾患患者の入院を受け入れていること。

- (3) 全身麻酔による手術件数が年800件以上であること。また、以下のアからカまでを全て満たしていること。
 - ア 人工心肺を用いた手術 40件/年以上
 - イ 悪性腫瘍手術 400件/年以上
 - ウ 腹腔鏡下手術 100件/年以上
 - 工 放射線治療(体外照射法)4000件/年以上
 - 才 化学療法 1000 件/年以上
 - カ 分娩件数 100件/年以上
- (4) 手術等の定義については、以下のとおりであること。

ア 全身麻酔

全身麻酔とは、医科点数表第2章第11部に掲げる麻酔のうち区分番号「L007」開放点滴式全身麻酔又は区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔をいう。また、手術とは、医科点数表第2章第10部に掲げる手術(輸血管理料を除く。)をいう。

イ 人工心肺を用いた手術

人工心肺を用いた手術とは、医科点数表第2章第 10 部に掲げる手術のうち、区分番号「K541」から「K544」まで、「K551」、「K553」、「K554」から「K556」まで、「K557」から「K5570」、「K558」、「K560」、「K560-2」、「K568」、「K570」、「K571」から「K574」まで、「K576」、「K577」、「K579」から「K580」まで、「K582」

第21 感染防止対策加算

- 1 感染防止対策加算1の施設基準
 - (1) 感染防止に係る部門(以下「感染防止対策部門」という。)を設置していること。この場合において、第20の1の(1)のイに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
 - (2) (1)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。
 - ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師)
 - イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の 看護師
 - ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
 - エ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。

当該保険医療機関内に上記のアから工までに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は区分番号「A234」に掲げる医療安全対策加算に規定する医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

- (3) (2)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。 ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。 (600 時間以上の研修期間で、修了 証が交付されるもの)
 - イ 感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
 - ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。
 - (イ) 感染予防・管理システム
 - (ロ) 医療関連感染サーベイランス
 - (ハ) 感染防止技術
 - (二) 職業感染管理
 - (ホ) 感染管理指導
 - (へ) 感染管理相談
 - (ト) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について
- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。
- (5) (2)に掲げるチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

- (6) (2)に掲げるチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (2)に掲げるチームにより、感染防止対策加算2に係る届出を行った医療機関と合同で、 少なくとも年4回程度、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を 記録していること。
- (8) (7)に規定するカンファレンスは、(2)のアから工及び2の(3)のアから工の構成員 それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、やむを得ない事情により参加できない場合は、以下のアからウを満たすときに限り、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(以下この項において「ビデオ通話」という。)が可能な機器を用いて参加することができる。
 - ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて 取り上げる内容に関わる感染制御チームの構成員は、対面で参加していること。
 - イ (2) に掲げるチームと2の(3) に掲げる感染制御チームは、4回中1回以上一堂に 会し直接対面するカンファレンスを行っていること。なお、感染制御チームを構成する各 職種は、それぞれ1名以上当該カンファレンスに参加していればよいこと。
 - ウ 感染制御チームを構成する各職種が4回中2回以上直接対面するカンファレンスに参加 していること。
- (9) 当該保険医療機関又は感染防止対策加算2に係る届出を行った医療機関が「別添3」の「別紙2」に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く。)の場合は、以下のア及びイを満たすときに限り、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。
 - ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて取り上げる内容に関わる感染制御チームの構成員は、対面で参加していること。
 - イ 感染制御チームを構成する各職種が4回中1回以上直接対面するカンファレンスに参加していること。
- (10) ビデオ通話を用いる場合において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (11) (2)に掲げるチームにより、感染防止対策加算2を算定する医療機関から、必要時に院内 感染対策に関する相談等を受けていること。
- (12) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬(広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制又は許可制の体制をとること。
- (13) (2)に掲げるチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の 把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

- (14) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示している こと。
- (15) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。
- (16) 院内感染対策サーベイランス (JANIS) 等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。
- 2 感染防止対策加算2の施設基準
 - (1) 当該保険医療機関の一般病床の数が300床以下を標準とする。
 - (2) 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
 - (3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。
 - ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師)
 - イ 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師
 - ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
 - エ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち1名が院内感染管理者として 配置されていること。なお、当該職員は第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に 係る医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げ る業務は行うことができる。

- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者若しくは感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。
- (5) (3)に掲げるチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。
- (6) (3)に掲げるチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (3)に掲げるチームは、少なくとも年4回程度、感染防止対策加算1に係る届出を行った 医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。な お、感染防止対策加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、全ての連携 している医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回程度参加し、合 わせて年4回以上参加していること。
- (8) (7) に規定するカンファレンスは、(3) のアから工及び1の(2) のアから工の構成 員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、やむを得ない事情により 参加できない場合は、以下のアからウを満たすときに限り、ビデオ通話を用いて参加するこ とができる。なお、患者の個人情報の取扱いについては、1の(10)の例による。

- ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて 取り上げる内容に関わる感染制御チームの構成員は、対面で参加していること。
- イ (3) に掲げるチームと1の(2) に掲げる感染制御チームは、4回中1回以上一堂に 会し直接対面するカンファレンスを行っていること。なお、感染制御チームを構成する各 職種は、それぞれ1名以上当該カンファレンスに参加していればよいこと。
- ウ 感染制御チームを構成する各職種が4回中2回以上直接対面するカンファレンスに参加 していること。
- (9) 当該保険医療機関又は感染防止加算1に係る届出を行った医療機関が、「別添3」の「別紙2」に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く。)の場合は、以下のア及びイを満たすときに限り、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。
 - ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて 取り上げる内容に関わる感染制御チームの構成員は、対面で参加していること。
 - イ 感染制御チームを構成する各職種が4回中1回以上直接対面するカンファレンスに参加 していること。
- (10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬(広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制又は許可制の体制をとること。
- (11) (3)に掲げるチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の 把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
- (12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示している こと。
- (13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望まし い。
- (14) 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。
- 3 感染防止対策地域連携加算の施設基準
 - (1) 感染防止対策加算1に係る届出を行っていること。
 - (2) 他の感染防止対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添6の別紙24 又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より評価を受けていること。なお、医療安全対策地域連携加算1又は2を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と感染防止対策地域連携加算に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。
- 4 抗菌薬適正使用支援加算の施設基準
 - (1) 感染防止対策地域連携加算を算定する保険医療機関である。
 - (2) 以下の構成員からなる抗菌薬適正使用支援チームを組織し、抗菌薬の適正使用の支援に係る業務を行うこと。

- ア 感染症の診療について3年以上の経験を有する専任の常勤医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師)
- イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の 看護師
- ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師
- エ 3年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師 アからエのうちいずれか1人は専従であること。なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従 の職員については、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。また、抗菌薬適正使 用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの業務を行う場合には、抗菌薬適正 使用支援チームの業務について専従とみなすことができる。
- (3) (2)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、1の(3)に掲げる研修である。
- (4) 抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行うこと。
 - ア 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、 免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施 設の状況に応じて設定する。
 - イ 感染症治療の早期モニタリングにおいて、アで設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を診療録に記載する。
 - ウ 適切な検体採取と培養検査の提出(血液培養の複数セット採取など)や、施設内のアン チバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。
 - エ 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗 菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
 - オ 抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年2回程度実施する。また院内 の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。
 - カ 当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要 性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。
 - キ 1の(11)に規定する院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制に係る業務については、施設の実態に応じて、感染制御チームではなく、抗菌薬適正使用支援チームが実施しても差し支えない。
- (5) 抗菌薬適正使用支援チームが、抗菌薬適正使用支援加算を算定していない医療機関から、 必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受けていること。
- 5 届出に関する事項
 - (1) 感染防止対策加算1及び2の施設基準に係る届出は、別添7の様式 35 の2を用いること。
 - (2) 感染防止対策地域連携加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式35の3を用いること
 - (3) 抗菌薬適正使用支援加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式35の5を用いること。
 - (4) (1) から(3) までに係る当該加算の届出についてはいずれも実績を要しない。

工呼吸器離脱計画、呼吸器リハビリテーション等の内容を含んでいること。

- (5) 呼吸ケアチームは当該診療を行った患者数や診療の回数、当該患者のうち人工呼吸器離脱 に至った患者数、患者の1人当たりの平均人工呼吸器装着日数等について記録していること。
- (6) 保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。当該基準 については、第1の2の(4)と同様であること。
- 2 届出に関する事項
 - (1) 呼吸ケアチーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2を用いること。
 - (2) 1の(6)の保険医療機関の屋内の禁煙の取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第26の2 後発医薬品使用体制加算

- 1 後発医薬品使用体制加算の施設基準
 - (1) 病院では、薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・ 評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制が整備されてい ること。

有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。

- (2) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、 当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量 (以下「規格単位数量」という。)に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、後発医薬 品使用体制加算1にあっては85%以上、後発医薬品使用体制加算2にあっては80%以上85 %未満、後発医薬品使用体制加算3にあっては70%以上80%未満、後発医薬品使用体制加 算4にあっては60%以上70%未満であること。
- (3) 当該保険医療機関において調剤した薬剤((4)に掲げる医薬品を除く。)の規格単位数量 に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50 %以上であること。
- (4) 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品
 - ア 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン NF配合経腸用液、ラコール NF配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液及びラコール NF配合経腸用半固形剤

イ 特殊ミルク製剤

フェニルアラニン除去ミルク配合散「雪印」及びロイシン・イソロイシン・破倫除去ミルク配合散「雪印」

- ウ 生薬 (薬効分類番号 510)
- 工 漢方製剤 (薬効分類番号 520)
- オ その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品(薬効分類番号 590)
- (5) 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでい

る旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示している こと。

2 届出に関する事項

後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式 40 の3を用いること。なお、 当該加算の届出については実績を要しない。

第26の3 病棟薬剤業務実施加算

- 1 病棟薬剤業務実施加算1の施設基準
 - (1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2人以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の 実施に必要な体制がとられていること。
 - (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟(区分番号「A106」障害者施設等入院基本料又は特殊疾患病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟を除く。)に配置されていること。ただし、この場合において、複数の薬剤師が一の病棟において病棟薬剤業務を実施することを妨げない。

病棟の概念及び1病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、別添2の第2の1及び2 によるものであること。

なお、病棟薬剤業務実施加算を算定できない手術室、治療室及び特殊疾患病棟入院料等の 特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟においても、病棟薬剤業務の実 施に努めること。

- (3) 当該保険医療機関において、病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき 20 時間相当に満たない病棟(区分番号「A106」障害者施設等入院基本料又は特殊疾患病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟を除く。)があってはならないこと。
- (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、薬剤管理指導料及び退院時薬剤情報管理指導料算定のため の業務に要する時間は含まれないものであること。
- (5) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(以下「医薬品情報管理室」という。) を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置されていること。
- (6) 医薬品情報管理室が、病棟専任の薬剤師を通じて、次のアからウまでに掲げる情報を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。
 - ア 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況(使用患者数、使用量、投与日 数等を含む。)
 - イ 当該保険医療機関において発生した医薬品に係る副作用(医薬品医療機器等法第 68 条 の 10 第2項に規定されている厚生労働大臣に報告しなければならない副作用をいう。なお、同法第 68 条の 10 第1項に規定されている副作用についても、同様の体制を講じていることが望ましい。)、ヒヤリハット、インシデント等の情報
 - ウ 公的機関、医薬品製造販売業者、卸売販売業者、学術誌、医療機関外の医療従事者等外 部から入手した医薬品の有効性、安全性、品質、ヒヤリハット、インシデント等の情報

(後発医薬品に関するこれらの情報も含む。)

- (7) 医薬品安全性情報等((6)アからウまでに掲げるものをいう。以下同じ。)のうち、迅速な対応が必要となるものを把握した際に、電子媒体に保存された診療録、薬剤管理指導記録等の活用により、当該医薬品を処方した医師及び投与された患者(入院中の患者以外の患者を含む。)を速やかに特定でき、必要な措置を迅速に講じることができる体制を有していること。
- (8) 病棟専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各病棟での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。
- (9) データベースの構築などにより医療従事者が、必要な時に医薬品情報管理室で管理している る医薬品安全性情報等を容易に入手できる体制を有していること。
- (10) 上記(6)から(9)までに規定する内容の具体的実施手順及び新たに入手した情報の重要度に応じて、安全管理委員会、薬事委員会等の迅速な開催、関連する医療従事者に対する周知方法等に関する手順が、あらかじめ「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書(医薬品業務手順書)」に定められており、それに従って必要な措置が実施されていること。
- (11) 区分番号「B008」薬剤管理指導料に係る届出を行っていること。
- (12) 病棟専任の薬剤師の氏名が病棟内に掲示されていること。
- 2 病棟薬剤業務実施加算2の施設基準
 - (1) 病棟薬剤業務実施加算1に係る届出を行っていること。
 - (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該加算を算定する治療室に配置されていること。
 - (3) 当該保険医療機関において、治療室専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない治療室があってはならないこと。
 - (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、薬剤管理指導料及び退院時薬剤情報管理指導料算定のため の業務に要する時間は含まれないものであること。
 - (5) 医薬品情報管理室が、治療室専任の薬剤師を通じて、1の(6)のアからウまでに掲げる情報を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。
 - (6) 治療室専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、 各治療室での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつ き必要な情報が提供されていること。

3 届出に関する事項

- (1) 病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の4を用いること。
- (2) 当該保険医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従、 専任・非専任の別)及び勤務時間を別添7の様式20を用いて提出すること。
- (3) 調剤、医薬品情報管理、薬剤管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導又は病棟薬剤業務のいずれに従事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載する。
- (4) 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を提出すること。

任の看護師並びに専従の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専従の看護師又は専 従の社会福祉士は、週30時間以上入退院支援に係る業務に従事していること。

- 4 地域連携診療計画加算に関する施設基準
 - (1) あらかじめ疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携機関と共有されていること。
 - (2) 連携機関の職員と当該保険医療機関の職員が、地域連携診療計画に係る情報交換のために、 年3回以上の頻度で面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しが適切に行われ ていること。
 - (3) 入退院支援加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。
- 5 入退院支援加算の「注5」に規定する施設基準
 - (1) 1の(1)の施設基準を満たしていること。
 - (2) 当該入退院支援部門に、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士が配置されていること。
- 6 入院時支援加算に関する施設基準
 - (1) 入退院支援加算1又は2を届け出ている場合にあっては1の(2)で、入退院支援加算3を届け出ている場合にあっては3の(2)で求める人員に加え、入院前支援を行う者として、当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師が1名以上又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士がそれぞれ1名以上配置されていること。ただし、許可病床数が200床未満の病院にあっては、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が1名以上配置されていること。当該専任の看護師が、入退院支援加算1又は2を届け出ている場合にあっては1の(2)で、入退院支援加算3を届け出ている場合にあっては3の(2)で求める専従又は専任の看護師を兼ねることは差し支えない。
 - (2) 転院又は退院体制等について、連携機関とあらかじめ協議し、地域連携に係る十分な体制が整備されていること。

7 届出に関する事項

- (1) 入退院支援加算及び入院時支援加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式 40 の9を用いること。
- (2) 地域連携診療計画加算に係る届出は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式12を用いること。これに添付する地域連携診療計画は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式12の2に準じた様式を用いること。

第26の6 認知症ケア加算

- 1 認知症ケア加算1の施設基準
 - (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される認知症ケアに係るチーム(以下「認知症ケア チーム」という。)が設置されていること。このうち、イに掲げる看護師については、週 1 6時間以上、認知症ケアチームの業務に従事すること。
 - ア 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師

- イ 認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る 適切な研修を修了した専任の常勤看護師
- ウ 認知症患者等の退院調整について経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福 祉士

なお、アからウまでのほか、患者の状態に応じて、理学療法士、作業療法士、薬剤師、 管理栄養士が参加することが望ましい。

- (2) (1)のアに掲げる医師は、精神科の経験を5年以上有する医師、神経内科の経験を5年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師であること。なお、ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であり、認知症診断について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、2日間、7時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものであること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師(精神科の経験を5年以上有する医師、神経内科の経験を5年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師に限る。)を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名以上の非常勤医師が認知症ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (3) (1)のイに掲げる認知症看護に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。 (600 時間以上の研修期間で、修了 証が交付されるもの)
 - イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
 - ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものであること。
 - (イ) 認知症の原因疾患・病態及び治療・ケア・予防
 - (ロ) 認知症に関わる保健医療福祉制度の変遷と概要
 - (ハ) 認知症患者に特有な倫理的課題と対応方法
 - (二) 認知症看護に必要なアセスメントと援助技術
 - (ホ) コミュニケーションスキル
 - (へ) 認知症の特性を踏まえた生活・療養環境の調整方法、行動・心理症状(BPSD)への対応
 - (ト) ケアマネジメント(各専門職・他機関との連携、社会資源の活用方法)
 - (チ) 家族への支援・関係調整
 - エ 実習により、事例に基づくアセスメントと認知症看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。
- (4) (1)のウに掲げる社会福祉士又は精神保健福祉士は、認知症患者又は要介護者の退院調整 の経験のある者又は介護支援専門員の資格を有する者であること。
- (5) 認知症ケアチームは、以下の業務を行うこと。
 - ア 認知症患者のケアに係るカンファレンスが週1回程度開催されており、チームの構成員

及び当該患者の入院する病棟の看護師等、必要に応じて当該患者の診療を担う医師などが 参加していること。

- イ チームは、週1回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施 状況の把握や病棟職員への助言等を行うこと。
- ウ チームにより、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書(マニュアル)を作成し、保険医療機関内に配布し活用すること。なお、認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行うこと。
- エ チームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修 を定期的に実施すること。
- (6) 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等は、原則として年に1回、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講すること(ただし、既に前年度又は前々年度に研修を受けた看護師等にあってはこの限りではない)。
- (7) 当該保険医療機関において、当該チームが組織上明確に位置づけられていること。
- 2 認知症ケア加算2の施設基準
- (1) 原則として、全ての病棟(小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び 精神病床は除く。)に、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた 看護師を複数名配置すること。
- (2) (1)に掲げる適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。
 - ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること。(修了証が交付されるもの)
 - イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
 - ウ 講義及び演習は、次の内容について9時間以上含むものであること。
 - (イ) 認知症の原因疾患と病態・治療
 - (ロ) 入院中の認知症患者に対する看護に必要なアセスメントと援助技術
 - (ハ) コミュニケーション方法及び療養環境の調整方法
 - (二) 行動・心理症状 (BPSD) 、せん妄の予防と対応法
 - (ホ) 認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援
- (3) 身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書(マニュアル)を作成し、保険医療機関内に配布し活用すること。
- (4) (1)の看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、少なくとも年に1回は研修や事例検 討会等を実施すること。
- 3 届出に関する事項
 - (1) 認知症ケア加算1の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の10を用いること。
 - (2) 認知症ケア加算2の届出は、保険医療機関単位で届け出るが、その際、小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床を除いて届け出ることができること。 また、施設基準に係る届出は、別添7の様式40の11を用いること。

別紙2

医療を提供しているが、医療資源の少ない地域

都道府県	二次医療圏	市町村
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、
		新ひだか町
北海道	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、
		遠別町、天塩町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富
		町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
	西北五地域	五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、
青森県		中泊町
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
岩手県	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
	北秋田	北秋田市、上小阿仁村
秋田県	大仙・仙北	大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢・雄勝	湯沢市、羽後町、東成瀬村
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、
		鮭川村、戸沢村
福島県	南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島
		村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
新潟県	佐渡	佐渡市
石川県	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
	木曽	木曽郡(上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、
長野県		木曽町)
	北信	中野市、飯山市、下高井郡(山ノ内町、木島平村、野
		沢温泉村)、下水内郡(栄村)
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
滋賀県	湖西	高島市

奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、
		東吉野村
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
香川県	小豆	小豆郡 (土庄町、小豆島町)
高知県	高幡	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町
	五島	五島市
長崎県	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、
		南阿蘇村
	熊毛	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)
鹿児島県		奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、
	奄美	喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、
		与論町)
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

感染防止対策地域連携加算チェック項目表

評価基準

A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該医療機関では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)

評価実施日: 年 月 日 評価対象医療機関名:

11 11 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 院内感染対策委員会	1)委員会が定期的に開催されている	<u> </u>	=,,,,
	2)病院長をはじめとする病院管理者が参加している		
	3)議事録が適切である		
2. 感染制御を実際に行う 組織(ICT)	1)専任の院内感染管理者を配置、感染防止に係る部門を設置している		
※医師または看護師のうち 1人は専従であること	2)感染対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師がいる		
	3) 感染対策に5年以上の経験を有し、感染管理に関わる適切な研修を 修了した専任看護師がいる		
	4)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の薬剤師がいる		
	5)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の検査技師がいる		
B. ICT活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		
	2)必要に応じて改定がなされている		
2. 教育	1)定期的に病院感染対策に関する講習会が開催されている		
	2)講習会に職員1名あたり年2回出席している		
	3)必要に応じて部署ごとの講習会や実習が行われている		
	4)全職員に対し院内感染について広報を行う手段がある		
	5)外部委託職員に教育を実施している(または適切に指導している)		
3. サーベイランスと インターベンション	1) 部署を決めて必要なサーベイランスが行われている		
	2)サーベイランスデータを各部署にフィードバックしている		
	3)サーベイランスのデータに基づいて必要な介入を行っている		

	4)アウトブレイクに介入している		
	5)検査室データが疫学的に集積され、介入の目安が定められている		
4. 抗菌薬適正使用	1)抗菌薬の適正使用に関する監視・指導を行っている		
	2)抗MRSA薬の使用に関する監視・指導を行っている		
	3)抗菌薬の適正使用に関して病棟のラウンドを定期的に行っている		
	4)抗MRSA薬やカルバペネム系抗菌薬などの広域抗菌薬に対して 使用制限や許可制を含めて使用状況を把握している		
5. コンサルテーション	1)病院感染対策に関するコンサルテーションを日常的に行っている		
	2)コンサルテーションの結果が記録され、院内感染対策に 活用されている		
	3)迅速にコンサルテーションを行うシステムが整っている		
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無を検査している		
	2)HB抗体陰性者にはワクチンを接種している		
	3)結核接触者検診にQFTを活用している		
	4)麻疹,風疹,ムンプス,水痘に関する職員の抗体価を把握し,必要に 応じてワクチン接種を勧奨している		
	5)針刺し、切創事例に対する対応、報告システムが整っている		
	6)安全装置付きの機材を導入している		
7. ICTラウンド	1)定期的なICTラウンドを実施している		
	2)感染対策の実施状況についてチェックを行っている		
	3)病棟のみならず、外来、中央診療部門等にもラウンドを行っている		
C. 外 来		評価	コメント
1. 外来患者の感染隔離	1)感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2)感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3)感染性の患者とそれ以外の患者を分けて診療できる		
2. 外来診察室	1)診察室に手洗いの設備がある		

_			
	2)各診察室に擦式速乾性手指消毒薬がある		
	3)各診察室に聴診器などの医療器具の表面を消毒できるアルコール綿などがある		
3. 外来処置室	1)鋭利器材の廃棄容器が安全に管理されている (廃棄容器の蓋が開いていない、など)		
	2)鋭利器材の廃棄容器が処置を行う場所の近くに設置してある		
	3)検査検体が適切に保管してある		
4. 抗がん化学療法外来	1)薬剤の無菌調製が適切に実施されている		
	2)咳エチケットが確実に実施されている		
	3)患者および職員の手指衛生が適切に行われている		
D. 病 棟		評価	コメント
1. 病室	1)部屋ごとに手洗い場がある	a —	
	2)床や廊下に物品が放置されていない		
	3)必要なコホーティングが行われている		
	4)隔離個室の医療器具は専用化されている		
	5)隔離個室には必要なPPEが準備されている		
	6)空調のメンテナンスが行われ、HEPA filterが定期的に交換 されている		
2. スタッフステーション	1)水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	2)鋭利機材の廃棄容器が適切に管理されている		
	3)鋭利機材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	4)臨床検体の保存場所が整備されている		
3. 処置室	1)清潔区域と不潔区域を区別している		
	2)滅菌機材が適切に保管され、使用期限のチェックが 行われている		
	3)包交車が清潔と不潔のゾーニングがなされている		
	4)包交車に不要な滅菌機材が積まれていない		

4. 薬剤の管理	1)清潔な状況下で輸液調整が実施されている		
	2)希釈調製したヘパリン液は室温に放置されていない		
	3)薬品保管庫の中が整理されている		
	4)薬剤の使用期限のチェックが行われている		
	5)薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	6)保冷庫の温度管理が適切になされている		
E. ICU		評価	コメント
1. 着衣および環境	1)入室時に手指衛生を実施している	н і іш	=, 2
	2)処置者は半そでの着衣である		
	3)処置者は腕時計をはずしている		
	4)ベッド間隔に十分なスペースがある		
	5)手洗いや速乾式手指消毒薬が適切に配置されている		
F. 標準予防策		評価	コメント
	1)職員の手指消毒が適切である	評価	イベヤロ
	1)職員の手指消毒が適切である 2)職員の手洗いの方法が適切である	評価	イベ 火⊏
F. 標準予防策 1. 手洗い		評価	イベベト イベベト
	2)職員の手洗いの方法が適切である	評価	イベベに イベベに
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている	評価	イベベに
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている	評価	イベベト
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している	評価	イベ大圧
	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している 2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある	評価	インベル
1. 手洗い 2. 手袋 3. 個人防護具(PPE)	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している 2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある 1)必要なときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている 2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使		
1. 手洗い 2. 手袋 3. 個人防護具(PPE)	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している 2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある 1)必要なときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている 2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している	評価	イベド
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している 2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある 1)必要なときにすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている 2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		

	2)陰圧個室が整備されている		
	3)麻疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)水痘発生時の対応マニュアルが整備されている*		
	5)N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防対策	1)インフルエンザ発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	2)風疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	3)流行性耳下腺炎発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)可能ならば個室隔離としている		
	5)個室隔離が困難な場合、コホーティングしている		
	6)ベッド間隔が1メートル以上取られている		
	7)サージカルマスクの着用が入室前に可能である		
	8)飛沫感染対策が必要な患者であることが職員に周知されている		
3. 接触感染予防策	1)MRSAが検出された場合の対応マニュアルが整備されている*		
	2)手袋が適切に使用されている		
	3)必要なPPEが病室ごとに用意されている		
	4)処置時にはディスポのエプロンを用いている		
	5)処置時必要な場合はマスクを着用している		
	6)必要な場合には保菌者のスクリーニングを行っている		
	7)シーツやリネン類の処理が適切である		
	*マニュアルの評価項目:連絡体制。感受性者サーベイランスの期間、範囲が明瞭である。ワクチンやァ-グロブリンの接種対象者が明確である。 消毒薬の選択と実施方法、接触感受性職員の就業制限が規定してある、 などを確認する		
H. 術後創感染予防		評価	コメント
	1)除毛は術直前に行っている		
	2)周術期抗菌薬がマニュアルで規定されている		

	3)必要な場合, 抗菌薬の術中追加投与が行われている		
	4) バンコマイシンをルーチンに使用していない(または使用基準がある)		
I. 医療器材の管理		評価	コメント
	1)集尿バッグが膀胱より低い位置にあり、かつ床についていない		
	2)閉塞や感染がなければ、留置カテーテルは定期的に交換しない		
	3)集尿バッグの尿の廃棄は、排尿口と集尿器を接触させない		
	4)尿の廃棄後は患者毎に未滅菌手袋を交換している		
	5)日常的に膀胱洗浄を施行していない		
	6)膀胱洗浄の際に抗菌薬や消毒薬をルーチンに局所に用いることはない		
2. 人工呼吸器	1)加湿器には滅菌水を使用している		
	2)気管内吸引チューブはディスポのシングルユース又は 閉鎖式である		
	3)定期的に口腔内清拭を行っている		
	1)中心静脈カテーテル管理についてのマニュアルがある		
	2)中心静脈カテーテルの挿入はマキシマルバリアプリコーション (滅菌手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、大きな覆布)が行われている		
	3)高カロリー輸液製剤への薬剤の混入はクリーンベンチ内で行っている		
	4)輸液ラインやカテーテルの接続部の消毒には消毒用エタノールを用いている		
	5)ラインを確保した日付が確実に記載されている		
	6)ライン刺入部やカテ走行部の皮膚が観察できる状態で固定されている		
	7)末梢動脈血圧モニタリングにはディスポーザブルセットを 使用している		
J. 洗浄·消毒·滅菌		評価	コメント
1. 医療器具	1)病棟での一次洗浄、一次消毒が廃止されている(計画がある)		
	2)生物学的滅菌保証・化学的滅菌保証が適切に行われている		
	3)消毒薬の希釈方法、保存、交換が適切である		
	<u></u>		

	4)乾燥が適切に行われている		
2. 内視鏡	1)内視鏡洗浄・管理が中央化されている(計画がある)		
	2)専任の内視鏡検査技師もしくは看護師が配置されている		
	3)用手洗浄が適切に行われている		
	4)管腔を有する内視鏡は消毒ごとにアルコールフラッシュを行っている		
	5) 消毒薬のバリデーションが定期的に行われている		
	6)自動洗浄・消毒機の管理責任者がいる		
	7)自動洗浄・消毒機の液の交換が記録されている		
	8) 自動洗浄・消毒機のメインテナンスの期日が記録されている		
	9)内視鏡の保管が適切である		
	10)内視鏡の表面に損傷がない		
K. 医療廃棄物	ı	評価	コメント
K. 医療廃棄物	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である	評価	コメント
	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である 2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが 付いている	評価	コメント
	2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが	評価	コメント
	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが 付いている		
	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている	評価	コメント
	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている		
L. 微生物検査室 1. 設備·機器	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが 付いている 3) 最終保管場所が整備されている 4) 廃棄物の処理過程が適切である		
L. 微生物検査室 1. 設備·機器	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている 4) 廃棄物の処理過程が適切である 1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている 2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が		
L. 微生物検査室 1. 設備・機器	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている 4) 廃棄物の処理過程が適切である 1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている 2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている		
L. 微生物検査室 1. 設備・機器	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている 4) 廃棄物の処理過程が適切である 1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている 2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている 3) 菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている		
L. 微生物検査室 1. 設備・機器 2. 検査業務	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている 4) 廃棄物の処理過程が適切である 1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている 2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている 3) 菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている 4) 検査材料の一時保管場所が定められている		

3)抗酸菌検査、検体分離等は安全キャビネット内で行っている	
4)遠心操作は、安全装置付き遠心機を使用している	
5)感染性検査材料用輸送容器が準備されている	
6)廃棄容器にバイオハザードマークが表示されている	
7)感染防止のための手洗い対策が適正である	
8)感染性廃棄物が適正に処理されている	
9)関係者以外の立ち入りを制限している	

評価実施医療機関名:

(評価責任者名:

- 思] 1) チェック項目について、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。 2) 評価を受ける医療機関は、当日までに根拠となる書類等を準備しておくこと。 3) 評価を実施する医療機関は、コメント欄で内容を説明すること。特にB、C判定については、その理由を説明すること。 4) 評価を実施した医療機関は、できるだけ早期に本チェック項目表を完成させ、報告書として評価を受けた医療機関へ送付すること。また、評価を実施した 医療機関は、報告書の写しを保管しておくこと。

基本診療料の施設基準等に係る届出書

	f氏名: 番号:								
(届出事項))			<u> </u>					
[]	の施設	と基準に	□係る届	出
				i該届出に係			不正又	は不当な	届出(活
	が定める掲			を担規則及び とする基準に					
関する	去律第72条	第1項の	現定に基づ	健康保険活 びく検査等 <i>0</i> ことがなり)結果、i				
数の基準	隼並びに入	院基本料の	の算定方法	労働大臣の に規定する 保険医療	る入院患者	音数の基			
標記につい	いて、上記	基準のすべ	べてに適合	ιしているの	で、別湯	系の様式	を添え	て届出し	ます。
平成	年	月	日						
保険医 及び名	療機関の 称	听在地							
				開言	设者名				印
	I	設							

- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名 称	今回 届出	即	租出		算定 しない	様式(別添7)
	機能強化加算			年	月		 様式1
2	時間外対応加算			年	月		
2თ3	地域包括診療加算			年	月		様式2の3
2თ6	オンライン診療料			年	月		様式2の5
2თ7	歯科点数表の初診料の注1に規定する施 設基準			年	月		様式2の6, 2の8
3	地域歯科診療支援病院歯科初診料			年	月		様式2の8,3
4	歯科外来診療環境体制加算			年	月		様式4
4თ2	歯科診療特別対応連携加算			年	月		様式4の2
5	一般病棟入院基本料			年	月		様式5~11
5	療養病棟入院基本料			年	月		様式5~11
5	結核病棟入院基本料			年	月		様式5~11
5	精神病棟入院基本料			年	月		様式5~11
5	特定機能病院入院基本料			年	月		様式5~11
5	専門病院入院基本料			年	月		様式5~11
5	障害者施設等入院基本料			年	月		様式5~11, 19
5	有床診療所入院基本料			年	月		様式5,12~12の10
5	有床診療所療養病床入院基本料			年	月		様式5,12~12の10
第1	総合入院体制加算			年	月		様式10, 13, 13の2
3	超急性期脳卒中加算			年	月		様式15
4	診療録管理体制加算			年	月		様式17
4თ2	医師事務作業補助体制加算			年	月		様式13の4, 18, 18の2
4の 3	急性期看護補助体制加算			年	月		様式8, 9, 13の3, 18の3
4の4	看護職員夜間配置加算			年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3
5	特殊疾患入院施設管理加算			年	月		様式9, 19, 20
6の2	看護配置加算			年	月		様式8,9
7	看護補助加算			年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3
9	療養環境加算			年	月		様式22
10	重症者等療養環境特別加算			年	月		様式23,23の2
11	療養病棟療養環境加算			年	月		様式24,24の2
11の2	療養病棟療養環境改善加算			年	月		様式24,24の2
12	診療所療養病床療養環境加算			年	月		様式25

施設基 準通知	名 称	今回 届出	Ш	既届出		算定 しない	様式(別添7)
12の2	診療所療養病床療養環境改善加算			年	月		様式25
12の3	無菌治療室管理加算			年	月		様式26の2
14	緩和ケア診療加算			年	月		様式20, 27
14の2	有床診療所緩和ケア診療加算			年	月		様式20,27の2
15	精神科応急入院施設管理加算			年	月		様式9, 20, 28
16	精神病棟入院時医学管理加算			年	月		様式29
16の2	精神科地域移行実施加算			年	月		様式30
16თ3	精神科身体合併症管理加算			年	月		様式31
17	精神科リエゾンチーム加算			年	月		様式20,32
17の3	重度アルコール依存症入院医療管理加算			年	月		様式32の3
17の4	摂食障害入院医療管理加算			年	月		様式32の4
19	栄養サポートチーム加算			年	月		様式13の2,34
20	医療安全対策加算			年	月		様式35,35の4
21	感染防止対策加算			年	月		様式35の2,35の3
21	抗菌薬適正使用支援加算			年	月		様式35の5
21の2	患者サポート体制充実加算			年	月		様式36
22	褥瘡ハイリスク患者ケア加算			年	月		様式37,37の2
22の2	ハイリスク妊娠管理加算			年	月		様式38
23	ハイリスク分娩管理加算			年	月		様式20,38
24の5	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算			年	月		様式39の3
24の6	精神科救急搬送患者地域連携受入加算			年	月		様式39の3
25	総合評価加算			年	月		様式40
26	呼吸ケアチーム加算			年	月		様式40の2
26თ2	後発医薬品使用体制加算			年	月		様式40の3
26თ3	病棟薬剤業務実施加算			年	月		様式20,40の4
26の4	データ提出加算			年	月		様式40の5, 40の7, 40の8
26の5	入退院支援加算			年	月		様式40の9 (特掲別添2)様式12,12の2
26の6	認知症ケア加算			年	月		様式40の10,40の11
26თ7	精神疾患診療体制加算			年	月		様式40の12
26თ8	精神科急性期医師配置加算			年	月		様式40の13,53
27	地域歯科診療支援病院入院加算			年	月		様式41
第1	救命救急入院料			年	月		様式20, 42, 43
2	特定集中治療室管理料			年	月		様式20, 42, 42の3, 43
3	ハイケアユニット入院医療管理料			年	月		様式20,44
4	脳卒中ケアユニット入院医療管理料			年	月		様式10, 20, 45
4თ2	小児特定集中治療室管理料			年	月		様式20, 43, 43の2, 48
5	新生児特定集中治療室管理料			年	月		様式20,42の2

施設基準通知	名称	今回 届出	Į.	无届出		算定 しない	様式(別添7)
	総合周産期特定集中治療室管理料			年	月		様式20,42の2
7	新生児治療回復室入院医療管理料			年	月		様式20, 42の2, 45の2
8	一類感染症患者入院医療管理料			年	月		様式8, 9. 46
9	特殊疾患入院医療管理料			年	月		様式9, 20, 47
10	小児入院医療管理料			年	月		様式9,48~48の3
11	回復期リハビリテーション病棟入院料			年	月		様式8,9,20,49~49の7(49の4を 除く。)
12	地域包括ケア病棟入院料			年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3, 20, 50 ~50の3
13	特殊疾患病棟入院料			年	月		様式9, 20, 24の2, 51
14	緩和ケア病棟入院料			年	月		様式9, 20, 52
15	精神科救急入院料			年	月		様式8, 9, 13の3, 20, 53, 54, (特掲別添2)様式48
16	精神科急性期治療病棟入院料			年	月		様式9, 20, 53
16の2	精神科救急・合併症入院料			年	月		様式9, 13の3, 20, 53, 55 (特掲別添2)様式48
16の3	児童・思春期精神科入院医療管理料			年	月		様式9,57
17	精神療養病棟入院料			年	月		様式9, 20, 24の2, 55の2, 55の3
19	認知症治療病棟入院料			年	月		様式9, 20, 56, (特掲別添2)様式48
20	特定一般病棟入院料			年	月		様式8, 9, 20, 50~50の3, 57の2, 57 の3, (特掲別添2)様式10
21	地域移行機能強化病棟入院料			年	月		様式9, 20, 24の2, 57の4
	短期滞在手術等基本料 1			年	月		様式58
	短期滞在手術等基本料 2			年	月		様式58

※様式2の2,5の2,9の2,9の3,9の4,10の4,14,14の2,16,21,26,32の2,33,39,39の2,53の2は欠番

地域包括診療加算に係る届出書

地域包括診療加算に係る施設基準(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

	2日が原加昇に床る他改至牛(口には、過日する場合	「V」で記入りること
1	診療所名	
2	研修を修了した医師の氏名	
3	健康相談を実施している旨を院内掲示している	
4	院外処方を行う場合の連携薬局名	
5	敷地内が禁煙であること	
6	介護保険制度の利用等に関する相談を実施している 旨を院内掲示している	
	要介護認定に係る主治医意見書を作成している	
	■下記のいずれか一つを満たす	-
	居宅療養管理指導又は短期入所療養介護等の提供	
	地域ケア会議に年1回以上出席	
	居宅介護支援事業所の指定	
<u>6</u> -2	介護保険による通所リハビリテーション等の提供	
	介護サービス事業所の併設	
	介護認定審査会に参加	
	所定の研修を受講	
	医師が介護支援専門員の資格を有している	
	■下記のいずれか一つを満たす	_
	時間外対応加算1又は2の届出を行っていること	
7	常勤換算2名以上の医師が配置されており、うち1名 以上が常勤の医師であること。	
	退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療 所であること	

地域包括診療加算1に係る施設基準(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

	在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の往診 等の体制を確保している	
8	連携医療機関名	
9	直近1年間に、当該保険医療機関での継続的な外来 診療を経て、在宅患者訪問診療料(I)の「1」、在宅 患者訪問診療料(II)(注1のイの場合に限る。)又は 往診料を算定した患者の数の合計	Д
9-2	直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施 した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者 の割合	%

地域包括診療加算2に係る施設基準(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

100	在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の連絡	
10	体制を確保している	

- 1. 研修受講した修了証の写しを添付すること。
- 2. ⑤について、建造物の一部分が保険医療機関の場合、当該保険医療機関が保有又は借用している部分が禁煙であることで満たす。
- 3. ⑥-2について、確認できる資料の写しを添付のこと。
- 4. ⑦について、確認できる資料の写しを添付のこと。
- 5. 届出する地域包括診療加算の区分に従い、⑧及び⑨又は⑩のいずれかを選択して記入すること。

院内感染予防対策の研修に係る届出書添付書類

○ 常勤歯科医師名と院内感染予防対策に関する研修の受講歴等

受講者名	研修名(テーマ)	受講年月日	当該講習会の主催者
(常勤歯科医師名)		文語千万口	ヨ該碑自云の工作句

- ※4年以内の受講を確認できる文書を添付すること。
- ※研修の修了証等により内容を確認できる場合は受講者名以外の記載を省略して差し支えない。
- ※届出を行った日の属する月の翌月から起算して4年が経過するまでに当該様式を用いて再度の届出を行うこと。

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム(□には、適合する場合「レ」を記入すること)

区	 分	氏		名		常勤・非常	常勤	専従・専	任	研修受講
アー身体症状の緩和を拒	1少十7 医研					口常勤		□専従		
ア 身体症状の緩和を担 	当りの広即					□非常勤		□専任		
/ 特地広比の短和を4	1少十7 医研					口常勤		□専従		
イ 精神症状の緩和を担当する医師						□非常勤		□専任		
ウ 經和ケマの奴除たち	士工手群体					口常勤		□専従		
ウ 緩和ケアの経験を有する看護師						□非常勤		□専任		
- 短50トラの256ナ	ナナ 7 英刘红					口常勤		□専従		
エ 緩和ケアの経験を 	有9つ条剤師					□非常勤		□専任		
]	注2に規定	する	点数を算	定	する場合
2 症状緩和/	こ係るカン	ファレ	ノンス	•						
開催頻度		構	成	メ	ン	/ · · (氏名	• 職種)		
回/週										
3 患者に対す	する情報提	供								

- 4 外部評価について (該当するものに〇を付ける。)
- ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価
- イ がん診療の拠点となる病院 ウ ア、イに準じる病院

[記載上の注意]

1 「1」のアは悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 3年以上の経験及び緩和ケアに関する研修を修了していること、イは3年以上がん専門病院又は一般病院での 精神医療に従事した経験及び緩和ケアに関する研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。

また、ウは5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。

研修とは、医師については緩和ケアに関する研修をいい、看護師については緩和ケア病棟等における研修をいう。

- 2 「1」は、ア〜エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に 15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 3 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 4 緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 5 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。
- 6 「1」の医師、看護師及び薬剤師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、様式20を添付すること。なお、「1」のア及びイの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは 兼任できないことから、当該担当する医師とは異なる医師であることがわかるように備考欄に記載すること。

また、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は、その旨がわかるように備考欄に記載すること。

- 7 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が 400 床 以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出て いる病院を除く)の一般病棟において、算定可能である。
- 8 注2に規定する点数を算定する場合は、「1」のアからエについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

様式 27 の 2

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係る医療従事者(口には、適合する場合「レ」を記入すること)

	区 分	氏	名	研修受講
ア	身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師			
1	緩和ケアの経験を有する常勤看護師			
ゥ	緩和ケアの経験を有する薬剤師			

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構	成	メ	ン	バ	_	(氏名	• 職種)	
回/週									

3 夜間の看護職員配置

夜間の看護職員数	夜間の看護補助者数	(再掲)当直の看護要員数
名	名	名

4	串老	こかよ	Z	情報提信	ж
4	ポモ	- XI 9	~)	1	ᆓ

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

[記載上の注意]

1 「1」のアは悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 1年以上の経験及び緩和ケアに関する研修の修了の有無が確認できる文書を添付すること。

また、イは3年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修の修了の有無が確認できる文書を添付すること。

研修とは緩和ケアに関する研修をいう。

- 2 「4」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 3 「1」の医師、看護師及び薬剤師の氏名及び勤務時間について、様式20を添付すること。

医療安全対策加算の施設基準に係る届出書添付書類

- ア 医療安全対策加算1
- イ 医療安全対策加算2

	氏	名	勤務時間	職	種	専従・専任
1 医療安全管理者						

- 1 医療安全対策加算1又は医療安全対策加算2のいずれか届出を行うものをOで囲むこと。
- 2 医療安全管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。
- 3 医療安全管理者を2名以上配置する場合は、それぞれについて必要事項を記載すること。
- 4 医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。
- 5 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の業務内容が明記された文書を添付すること。
- 6 「2」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

感染防止対策加算〔〕に係る届出書添付書類

1 感染制御チーム(□には適合する場合「Ⅴ」を記入すること。)

区分		氏	名		専従・専任	経験年数	研修	
ア 感染症対策に3年以上の						年		
経験を有する専任の常勤医師	i					年		
イ 5年以上感染管理に従事	1					年		
した経験を有する看護師						年		
区分			氏	名		勤務年	数	
ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染	方						年	
止対策にかかわる専任の薬剤師							年	
エ 3年以上の病院勤務経験	È						年	
をもつ専任の臨床検査技師							年	
2 院内感染管理者	·							
氏	名				Į	竜 種		
3 抗菌薬適正使用のための方策								
4 連携保険医療機関名		1						
医療機関名 開設	者名				所在地			

5サーベイランス事業の参加状況

事業名:()
-------	---

- 1 「1」のアに掲げる医師の感染症対策に係る3年以上の経験が確認できる文書、感染防止対策加算 1の届け出る場合は、イに掲げる看護師が、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確 認できる文書を添付すること。
- 2 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。(医療安全対策加 算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 3 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者並びに感染制御チームの業務内容が明記された文書を添付すること。(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 4 「3」は、院内の抗菌薬の適正使用を監視するにあたってどのような方策をとっているかを簡潔に 記載すること。
- 5 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 6 「4」は、感染防止対策加算1を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算2を算定する医療機

関名を記載し、感染防止対策加算2を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算1の医療機関名を 記載すること。

7 「5」は、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。

抗菌薬適正使用支援加算に係る届出書添付書類

抗菌薬適正使用支援加算チーム (□には適合する場合「✓」を記入すること。)

区分	氏	名	専従・専任	経験年数	研修
ア 感染症診療に3年以上の				年	
経験を有する専任の常勤医師				年	
イ 5年以上感染管理に従事				年	
した経験を有する看護師				年	
ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染症				年	
診療にかかわる専任の薬剤師				年	
エ 3年以上の病院勤務経験				年	
をもつ微生物検査にかかわる				年	
専任の臨床検査技師					

- 1 アに掲げる医師の感染症診療に係る3年以上の経験が確認できる文書、イに掲げる看護師が感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。
- 2 抗菌薬適正使用支援チームの業務内容が明記された文書を添付すること。

後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

٦.	届出に係る後発医薬品使用体制加算の区分(いずれかに〇を付す)
	() 後発医薬品使用体制加算 1
	(カットオフ値 (「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合 (「3.」の⑤) 85%以上)
	() 後発医薬品使用体制加算 2
	(カットオフ値(「3.」の④)50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤)80%以上85%未満)
	() 後発医薬品使用体制加算3
	(カットオフ値(「3.」の④)50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤)70%以上80%未満)
	() 後発医薬品使用体制加算 4
	(カットオフ値 (「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合 (「3.」の⑤) 60%以上70%未満

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、	
安全性、安定供給体	
制等の情報を入手・	
評価する手順	

3. 医薬品の使用状況(平成 年 月 日時点)

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合							
期間 (届出時の直近3か月:1か月 ごと及び3か月間の合計)	年	月	年	月	年	月	年 月 ~ 年 月 (直近3ヶ月間の 合計)
全医薬品の規格単位数量 (①)							
後発医薬品あり先発医薬 品及び後発医薬品の規格 単位数量 (②)							
後発医薬品の規格単位数 量(③)							
カットオフ値の割合(④) (②/①)(%)	_		_				

後発医薬品の割合(⑤)		
(3/2) (%)		

- 1 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。
- 2 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 3 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成30年3月5日保 医発0305第8号)を参照すること。

病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る病棟薬剤業務実施加質の区分(届出を行うもの全てに○を付す)

•				. 11 / 0 0/ _ 0 10	0 6 11 7 /	
		薬剤業務実施加算 1 薬剤業務実施加算 2				
2	病棟薬剤業務の	の実施体制				
	病棟名	当該病棟	で算定してい	る入院料	専任薬剤師の氏	.名
3		幾関における医薬 報を関係する医療			副作用等の情報 <i>を</i> 方法	ዸ把握
4	医薬品情報管理	里室の薬剤師と病	棟薬剤業務る	を行う薬剤師 <i>の</i>)情報共有の方法	
5	医薬品情報管理	里室で管理してい	る情報を医療	療従事者が容易	¦に入手する方法	—
6	迅速に適切な排	昔置を講じること	ができる体制	制の概要		
	[記載上の注意] 1 「2」につい	ては 当該加質を質	5定する入院料	(隨害者施設等)	、院基本料を除く。)	を質定
	_	の病棟の名称、算気			リ師の氏名(複数の場	
	2 別添7の様式	20により当該保険図			「の名簿を併せて提出 「の薬剤師であること	
	るように備考欄	に記載するとともに	こ、その他の薬	剤師についても、	かの薬剤師であること 病棟薬剤業務(当該 TRRは充電忠者試問	薬剤師
	か病惈専仕の場	合は、当該病棟名を	r ざむ。)、調:	削、医梁品情報管	習理又は在宅患者訪問	柴削官

- 3 「3」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 4 「4」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。

理指導のいずれに従事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載すること。

- 5 「5」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。
- 6 「6」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制 及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 7 上記「3」から「6」に係る業務手順書を添付すること。
- 8 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を添付すること。

認知症ケア加算1の施設基準に係る届出書添付書類

1	認知症ケア	に依え	5 千—	人の構成員	昌
	が、スロット・ノーノ	してはなる	υ / — .	ムリが再ルに	=

区 分	氏 名	備考		
アー専任の常勤医師	□常勤換算	精神科・神経内科		
/ 寺任の市勤医師 ※ 専任の非常勤医師を	口 市到揆昇	研修受講		
組み合わせた場合を含む	□ 常勤換算	精神科・神経内科		
他のログライグにため口で占む	口 市到揆昇	研修受講		
イ 専任の常勤看護師		週 時間		
ウ 常勤社会福祉士又		社会福祉士		
は常勤精神保健福祉士		精神保健福祉士		
		理学療法士		
エーその他の者		作業療法士		
エーての他の名		薬剤師		
		管理栄養士		

2 認知症ケアに係るカンファレンス等の実施状況

カンファレンスの開催頻度	チームによる回診の頻度
回/週	回/週

3 認知症ケアチームによる認知症患者に関わる職員を対象とした研修の実施 回数 回/年

4 病棟看護師等の研修受講状況

**************************************	TO THE PARTY IS THE		
①認知症患者に関	② ①のう ち	③ ① のうち	④ 受講率
わる全ての病棟の	前々年度以降に研修	今年度中に研修を受	(2+3) /1
看護師等の数(人)	を受講した看護師等	講する予定の看護師	
	の数(人)	等の数(人)	
			%

5 認知症ケアに関する手順書(マニュアル)の作成状況

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

作成/配布		手順書に含まれている内容		
口作	成	□身体的拘束の実施基準		
口配	布	口鎮静を目的とした薬物の適正使用		

- 1 「1」のア〜エについては、次の通りとすること。
 - ア 精神科もしくは神経内科の医師、あるいは研修を受講した医師のうち、該当する要件を○で囲み、精神科もしくは神経内科を主たる業務とした5年以上の経験が確認できる文書又は適切な研修を修了したことが確認できる文書を添付すること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を組み合わせて認知症ケアチーム業務を実施している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
 - イ 認知症患者の看護に5年以上従事した経験を有し、認知症看護に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。また、当該業務に従事する週当たりの勤務時間を記入すること。
 - ウ 該当する職種を〇で囲み、認知症患者又は要介護者の退院調整に係る経験が確認できる文書あるいは介護支援専 門員証の写しを添付すること。
 - エ 該当する者がいる場合に記入し、該当する職種を〇で囲むこと。
- 2 「2」及び「3」については、実施されている又は行われる予定の場合はその回数について、記載すること。
- 3 「4」について、①には認知症患者に関わる病棟看護師等の数を記載し、②には、①のうち院内あるいは院外の研修を受講した数、③には受講予定数を記載すること。なお、③には②に計上した看護師等の数を含まないこと。
- 4 認知症ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけであることが確認できる文書を添付すること。

緩和ケア病棟入院料の施設基準に係る届出書添付書類

入院	当該病棟の1日平均入院患者数		名		名 算出期	間(直近	1 年間)	
患者の	内	悪性腫瘍	<u>ī</u>		:	名 年	. 月	日
入院患者の状況	訳	 後天性免疫不全 _犯 	定候群		:	名	年 月	日
医師	病院	全体の医療法標 (届出日時点)	標準数	名	従事医師数 (届出日時点)	名配置割	削合	%
数	当	該病棟勤務医的	币数	常勤者数	名	非常勤者数	(常勤換算)	名
		常勤)医師:	名		石	肝修の有無	
						1	- 無	
						1	. 無	
						1	- 無	
						本		
						1 1		
						特別の感	i ・ 無 養環境の	
			│ │ 病室数 病床数	 病床数①	提供に	2/1		
病				W1112	#1#P	病室数	病床数②	(%)
室	当	該病棟総	》数	室	床	室	床	
の		個	室	室	床	室	床	
717	内	2 人	室	室	床	室	床	
状		3 人	室	室	床	室	床	
況	訳	4 人	室	室	床	室	床	
		5 人 室 以	上	室	床			
当該病棟の面積			積	m ³ (1床当たり			m³)	
病室部分の面積				m (1,5	末当たり		m³)	
家族の控え室				m [*]				
患者専用台所				m [*]				
産	 0	談	室		m [*]			
談 話 室				m ^²				

\ ±	連携している保険医療機関からの緊急時の受け 入れ体制の有無	有	無
連携体制	連携している保険医療機関から 24 時間連絡を 受ける体制の有無	有	無
制	連携している保険医療機関の医師、看護師又は 薬剤師に対しての研修の実施の有無	有	無

外部評価について (該当するものに〇を付ける。)

ア 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価

イ がん診療の拠点となる病院 ウ ア、イに準じる病院

緩和ケア病棟入院料1の届出にあたり必要な事項

ア 直近1年間の当該病棟における入院日数の平均	日
イ 患者等が文書又は口頭で入院の意思表示を行った日から入院までの期間の平均	日
ウ 退院患者のうち、転院、転棟又は死亡のため退院 した患者以外の患者の割合	%

- 1 悪性腫瘍及び後天性免疫不全症候群の患者の状況は、直近1か月の1 日平均の実績を記載すること。
- 2 常勤医師名の欄には、緩和ケア病棟に勤務する常勤医師の氏名を記載 すること。
- 3 病室部分の1床当たりの面積は、1床当たり面積が最小の室について の値を記入すること。
- 4 当該届出に係る病棟の配置図及び平面図(特別の療養環境の提供に係 る病室の状況や面積等)がわかるものを添付すること。
- 5 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること又はがん診療の拠点となる病院若しくはがん診療の拠点となる病院に 準じる病院であることが確認できる文書を添付すること。
- 6 当該病棟の患者の入退棟の判定を行うために作成している入退棟に関する基準を添付すること。
- 7 緩和ケアの内容に関する患者向けの案内を添付すること。
- 8 様式5から9及び様式20を添付すること。
- 9 緩和ケアの研修に関しては実施している内容のわかる資料(実習の指導マニュアルなど具体的な内容のわかるもの)を添付すること。
- 10 悪性腫瘍の患者を診察する医師については緩和ケアに関する研修を修 了していることが確認できる文書を添付すること。
- 11 緩和ケア病棟入院料1の届出にあたり必要な事項については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」の別添4の第14の1に基づき記載すること。